

○川口市商工資金審査会規則

昭和53年3月30日

規則第37号

改正 平成13年3月5日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市商工資金審査会条例（昭和53年条例第62号。以下「条例」という。）第8条第3項及び第11条の規定に基づき、川口市商工資金審査会（以下「審査会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 条例第3条に規定する審査会の委員の定数の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 知識経験者 4人以内
- (2) 産業関係者 2人以内
- (3) 金融機関の役職者 4人以内

(小委員会の組織等)

第3条 条例第8条第1項に規定する資金審査小委員会（以下「小委員会」という。）は、委員5人以内をもって組織し、定数の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 知識経験者 2人以内
- (2) 産業関係者 2人以内
- (3) 金融機関の役職者 1人

2 小委員会の委員は、審査会の会議において選出する。

3 小委員会に委員長を置き、小委員会に属する委員の互選によって定める。

4 委員長は、小委員会の事務を掌理し、小委員会の審査の経過及び結果について審査会に報告しなければならない。

5 委員長に事故があるときは、小委員会に属する委員のうちからあらかじめ委員長が指定する者がその職務を行う。

(平成13規則4・一部改正)

(小委員会の会議等)

第4条 小委員会の会議の運営については、審査会の会議の運営の例による。

2 前項に規定するもののほか、小委員会の会議の運営について必要な事項は、委員長が小委員会に諮って定める。

(平成13規則4・旧第5条繰上・一部改正)

(秘密の保持)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その身分を失った後も、同様とする。

(平成13規則4・旧第6条繰上・一部改正)

(会議録の作成)

第6条 会長及び委員長は、会議を開催したときは、会議の日時及び場所、出席委員の氏名、会議の概要その他必要な事項を記載した会議録を作成するとともに、必要に応じて市長に報告するものとする。

(平成13規則4・旧第7条繰上)

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月5日規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。